

T&M通信

～税務と経営～

●今月の経営チェックポイント

- 所得税の予定納税第2期分の納期限は11月30日(水)です。
予定納税とは前年の所得税納税基準額が15万円以上の方について、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。
- 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分)の期限は11月15日(火)です。予定納税額の通知を受けている方で、廃業・休業・業績不振等によりその年の申告税額見込額が予定納税額に満たないと見込まれる場合にはこの減額申請をお勧めします。
- 個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(水)です。
- 11月、12月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。
- 来月は年末調整の月です。
控除証明書等(国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等)が発送されてくる時期ですので準備をお願いします。
平成27年に中途入社された方で、本年中に前職分の所得がある場合は、前職分の「給与所得の源泉徴収票」をご用意下さい。
- 11月は生命保険の月です。現在ご加入されている保険の見直しや、将来のための備え等生命保険について考えてみてはいかがでしょうか。
- 11月3日(木)は文化の日、23日(水)は勤労感謝の日です。

●着眼点

柿と柿(こけらとかき)

税理士 田中 彰

10月の後半から急に寒くなり、秋を通り越して一気に冬に突入しそうな気配です。寒暖の差が激しい時期ですので皆様お風邪など召されぬようご注意ください。

先日、車中のラジオから「今日は柿の日(10月26日)です。食欲の秋、柿の美味しい季節になりました。ところで、**柿落とし**と書いて、こけらおとしと読みますが、かきとこけらは違う字です」という話がありました。永年、信じてきた知識が覆された瞬間でした。「こけら落とし」とは、新たに建てられた劇場で初めて行われる催しの事です。

「こけら」とは材木を削った時に出る切り屑のことで、新築や改装の工事の最後に、屋根などの「こけら」を払い落したことから、完成後の初めての興行を「こけら落とし」というようになったそうです。確かに「かき」では意味が分からなかったのに腑に落ちた瞬間でもありました。

ところで、「かき」と「こけら」の漢字は「木へん」は同じですが、右側が違います(表題を参照してください)。しかし、パソコンのワードやワープロなどでは通常2つの漢字は同じに見えます。明朝体やゴシック体では字のサイズを30ぐらいにしないと違いが判りません。表題は楷書体で表示していますが、比較的違いが判ります。お暇なときに試してみてください。

●年末調整と保険料

今年も残すところ2か月、当事務所からは年末調整の準備をお願いする時期となりました。皆様にご用意頂く書類の一つとして生命保険料控除証明書があります。この控除証明書は大きく3種類あります。

「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つです。

一般の生命保険料は「生存又は死亡に起因して一定額の保険金を支払う」もの、介護医療保険料は、「医療費等支払事由に起因して保険金を支払う」もの、個人年金保険料は、「年金給付を目的に一定の条件を満たすものに基づいて支払う」ものです。つまりこれからの長い人生にかかるリスクに対応しています。

この生命保険料控除の届く時期、ご自身の保険加入バランスを見直されてはいかがでしょうか。

(文責 中澤 里美)

●ドラマ「砂の塔」

金曜日 22時から放送中のドラマ「砂の塔」をご覧になっている方はいらっしゃるでしょうか。私も毎週、録画して楽しみにしております。タワーマンションを舞台に行われるママ友同士の人間関係とサスペンスの今後の展開が気になります。

そんな中、2017年の税制改正で「タワーマンション課税の見直し」が検討されているそうです。

現行では、高額な高層階も低層階も関係なく、固定資産税は1棟のタワーマンションに対する固定資産税を専有面積によって按分します。また、敷地権も敷地全体を評価した後、持分で按分します。

そのため、特に高層階の相続税評価額が時価よりも低くなることから、相続税の節税対策にも使われておりました。改正では高層階になるほど増税することを検討しているようです。

ドラマの今後のストーリーも気になりますが、タワーマンションに住まれている方、購入を考えている方にとってはこちらの方が気になりますね。

(文責 竹次 貴)

●個人型確定拠出年金について

すでに専門の書籍も書店に並んでおりますが、2017年1月から確定拠出年金は拡充され、専業主婦等も含め、基本的に60歳未満のすべての方が利用できるようになります。愛称は「iDeCo イデコ」だそうです。給付の種類は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類です。

- ・老齢給付金は原則60歳から年金又は一時金で受け取れます。
- ・掛金は全額社会保険料控除の対象になりますので、所得税、住民税の軽減になります。

注意事項としては、次の通りです。

- ・年金額は運用実績に基づく為、事前に確定していません。
- ・掛金の運用方法を加入者個人が決め、運用リスクは加入者個人が追うことになります。
- ・管理料等の手数料が必要であり、途中で掛金を引き出すことはできません。

(文責 渡辺 晶子)

●今年のふるさと納税はされましたか？

今年も残すところ2か月となりました。今年のふるさと納税はお済ですか？

ふるさと納税とは、希望の自治体に寄付をすることです。現在お住まいの自治体や生まれ故郷の自治体でなくてもどこでも好きな自治体に寄付をすることができます。また、ふるさと納税をしてお礼の品をもらうことができます。各地の名産品や産地直送の品物が送られてきます。

今年寄付をした場合、今年の所得税控除と、来年の住民税控除を受けることができます。ただし、寄付した金額から2,000円を控除した金額が対象になります。

12月になると集中するようですので、そろそろふるさと納税をした方が良いかもしれませんね。

(文責 田中 恵子)